
AMT/NEWSLETTER

Corporate

2025 年 9 月 10 日

※本ニュースレターの内容は商事法務ポータルにも掲載しています。

掲載ページ URL: https://portal.shojihomu.jp/kaisha_sokusho

会社法改正の最新動向

—法制審議会会社法制部会第 2 回 議事詳細—

弁護士 坂本 佳隆 / 弁護士 佐賀 洋之 / 弁護士 瀧 拓也

Contents

- I. 第 2 回会議の概要
 - 1. 議事の概要
 - 2. 部会資料の概要
 - 3. 参考資料の概要
- II. 株式の無償交付の対象範囲の見直し
 - 1. 労働基準法との関係
 - 2. 制度の基本的な枠組み
 - 3. その他の検討事項
- III. 株式交付制度の見直し
 - 1. 株式交付の対象となる場面
 - 2. 株式交付の対象となる会社
 - 3. 株式交付の手続
 - 4. その他(簡易株式交付)
- IV. 現物出資制度の見直し
 - 1. 検査役の調査制度の見直し
 - 2. 不足額填補責任の見直し
- V. 次回以降の会議の見通し

I. 第 2 回会議の概要

1. 議事の概要

本学会の第 2 回会議は、2025 年 5 月 21 日に開催された¹。

まず、事務局から部会資料や参考資料について説明がされた後、フリーディスカッションの形式により、本学会での検討事項に関する意見交換が行われた。

第 2 回会議のテーマは、法務大臣の本学会に対する諮問事項である①株式の発行の在り方、②株主総会の在り方、③企業統治の在り方のうち、①株式発行の在り方についての初期的な議論(いわゆる「一読」)を行うことであった。

以下、特に断りのない限り、条文番号は会社法のそれを指す。

2. 部会資料の概要

公開された「部会資料 2」は、株式の発行の在り方に関する規律の見直しに関する論点として、①株式の無償交付の対象範囲の見直し、②株式交付制度の見直し、③現物出資制度の見直しを挙げ、それぞれの論点について問題を提起し、補足説明を加える構成となっている。各論点に関する部会資料の記載内容は、以下の個別論点における記載を参照されたい。

3. 参考資料の概要

公開された「参考資料 4」は、経済産業省作成の「株式の発行の在り方に関する論点について」と題する資料であり、従業員等に関する株式の無償交付および株式交付制度を見直すことの意義、現行制度の課題、それぞれの手続についてなされている問題提起等が記載されており、第 2 回会議における議題のうち、株式の無償交付および株式交付制度の見直しに関する議論の前提を補足するものである。

II. 株式の無償交付の対象範囲の見直し

株式の無償交付の対象範囲の見直しに関して「部会資料 2」において整理された主な検討項目は、①労働基準法との関係、②制度の基本的な枠組み、③その他の検討事項である(表 1 参照)。なお、特に②と③の検討事項は時に相互に関連すること、具体的には、株式の無償交付に関する必要手続をどう設計するか(②の論点の 1 つ)が、③の個別論点における検討の出発点となるといった関係があることから、これらは今後総合的に検討されることとなる点に留意が必要である。

(表 1) 株式無償交付の対象範囲の見直しに係る主な検討事項

項 目	問題点／要検討事項
労働基準法との関係	【賃金の通貨払いの原則との関係】 ・従業員に無償交付される株式が「賃金」(労働基準法 11 条)に該当せず、賃金の通貨払いの原則に抵触しないと整理されることが、従業員に対する株式の無償交付の検討を行う前提となる。
制度の基本的な枠組み	【既存株主の利益保護と必要手続】 ・株式の無償交付を行う場合には、1 株当たりの価値が下落(希釈化)し、既存株主の利益が害されるおそれがあるため、必要手続を検討するに際して、当該既存株主の利益に配慮する必要がある。

¹ https://www.moj.go.jp/shingi1/shingi04900001_00289.html (2025 年 9 月 2 日最終閲覧。)

項 目	問題点／要検討事項
	・公開会社における議論の詳細については、下記 2(2)アにて紹介する。 ・非公開会社では、公開会社と比較して、会社の支配権に関わる持株比率の維持に係る株主の利益がより重視されるため、公開会社の場合とは異なる考慮が生じることとなる。
その他の検討事項	【無償交付の対象範囲】 ・実務上、株式会社とその子会社は一体的に経営されていることから、対象者の範囲を株式会社の子会社の役員および従業員も対象者に含めることが考えられる。 ・監査役および会計参与等を対象に含めることも要検討事項となる。 【非公開会社でも可能とするか】 ・株式の無償交付を非上場会社にも認めるべきとの実務上の必要性が指摘されている一方、非上場会社は市場価格がなく公正な価格算定が容易でないため、不当な経営者支配を助長するおそれがある。 【株主への開示】 ・公開会社においては、株式の無償交付の透明性・公正性を確保するため、無償交付に関する方針や事項の概要、交付株式数および受給者人数等を事業報告に含める必要があると考えられる一方、非公開会社では、株主総会決議による募集事項の決定が求められ、事業報告の内容も限定されていることから、無償交付に関する情報を事業報告に含める規律は設けないことが考えられる。 【計算】 ・ストックオプションと同様に、インセンティブの付与目的で無償交付される株式も職務執行の対価に該当し、株式会社は当該インセンティブ分の便益を受けることから、募集株式を対価とする職務執行が観念される、という考え方の当否等を検討する必要がある。

以下では、各検討項目に関する第 2 回会議における議論状況を紹介する。なお、いわゆる「一読」段階においては、各論点に関する議論を一定の方向に収斂させるというより、その後の議論のために、委員・幹事それぞれの各論点に関する問題意識や意見を広く聞き取り、整理していくことに主眼が置かれ、公開された議事録上もこの点が窺われることから、本稿においても、各論点における委員・幹事の発言から注目すべき／今後の議論でポイントになるとと思われる内容を中心に紹介することとする。

1. 労働基準法との関係

第 2 回会議では詳細に踏み込んだ議論はなされていないものの、意見交換では、株式の無償交付制度が賃金通貨払いの原則に抵触しないように調整されるべきであるとの意見が多くみられた一方、以下のような指摘もなされた。

- ◆ 他のインセンティブプランとの関係性について、ストックオプションについては、労働法上は労働の対償ではなく、賃金通貨払いの原則に抵触しないと整理されているところ、新株予約権の発行は許容されるにもかかわらず、株式の発行は許容されないとするのは均衡を欠くため、株式の無償交付制度を認めた上で、労働法の問題として、労働者保護のための規制を整備すべきである（田中委員）。
- ◆ 無償交付される株式を労働法上の賃金ではないと整理する場合、当該株式を会社法上の職務執行の対価と扱うか否かを検討する際には、かかる整理との整合的な説明が求められる（藤田委員）。

2. 制度の基本的な枠組み

(1) 公開会社に関する検討

公開会社における必要手続として、既存株主の利益の保護を図る観点から以下の A 案・B 案の 2 つの案が提示されている(表 2 参照)。

(表 2)従業員等に対する株式の無償交付の必要手続に関する二案

案	概 要
A 案	・株主総会の決議を要件とせずに、取締役会の決議のみで従業員等に対する株式の無償交付を可能にする。 ・有利発行規制には服するものとする。 ・取締役の決定または取締役会の決議によって株式の無償交付に関する方針を定めることを義務付けるとともに、公開会社においては当該方針と実績を事業報告により開示する義務を課す。 > 従業員等に対する株式の無償交付が事後的に有利発行と判断されるリスクが内包されるところ、ストックオプションと同様、インセンティブ付与目的で無償交付される株式も広い意味での職務執行の対価と捉え、従業員等に対する株式の無償交付は基本的に有利発行には該当しないとの整理が可能かの検討が必要である。
B 案	・株主総会の決議により従業員等に対する株式の無償交付を可能にすることとした上で、有利発行規制に服しないものとする。 ・株主総会決議事項の中に、無償交付を受ける者の範囲および無償交付をすることができる株式の事業年度ごとの上限を含め、一度株主総会決議で当該事項を定めれば、毎年の定時株主総会等において重ねて株主総会決議を経る必要がないようにする設計も検討対象とする。 > 株主総会決議を特別決議とすべきか普通決議とすべきかの検討が必要である。

意見交換では、全体として B 案を支持する委員・幹事が多くみられた一方、両案に関する多角的な視点からの議論が行われた(具体的な意見につき表 3 参照)。

(表 3)A 案・B 案に対して提示された意見の概要

	A 案	B 案
肯定的な意見	・実質的には会社が従業員等へ株式を交付することによって適正な便益を受領するため、原則として有利発行に該当しないと整理可能である(仁分委員)。 ・少なくとも会社本体が従業員に新株予約権を交付する場合において有利発行規制の適用を免れることを前提²にすれば、株式を無償交付	・株主総会決議で定めるべき事項については、株主総会で方針を示した上で大枠を普通決議³により決定し、取締役会決議によりその枠内での無償交付を決定できる建付けでよい(久保田委員、内田委員、行岡幹事、青委員、北村委員、藤田委員、臼井委員、豊田委員、石井委員)。 ・株式報酬においては株主が直接コストを負担

² その根拠としては、従業員に対する新株予約権の発行は、実質的に職務執行の対価であることから有利発行には当たらないと一般に考えられていることに加え、その場合に従業員に対する職務執行の対価として与える財産的価値の適正価値については基本的に経営判断の問題であって、取締役に交付する場合と異なりお手盛り防止の観点からの規制が不要であることが挙げられている(田中委員)。

³ 株主総会の普通決議で足りるとする意見の根拠としては、従業員に対する株式の無償交付は取締役の場合と比べて、(会社は従業員から間接的にのみ労務等の便益を享受することから)過大な株式報酬の交付の危険は大きい一方で、お手盛りの危険は小さいことなどが挙げられた。

	A 案	B 案
	する場合も事実上有利発行規制の適用を免れると整理することも可能である(田中委員)。 ・職務執行の対価としての金銭債権を現物出資というプロセスを経ずに割り当てるということを法制化するのみであれば、A 案でも抵抗はない(藤田委員)。	することになるため、株主がそのことに対して承認を与えれば、株主利益を保護する規律の対象外とするという整理は素直である(松中幹事)。
否定的な意見	・事後的に有利発行と判断されるリスクが相当程度存在するほか、会社は従業員におけるインセンティブ分の便益を享受するため有利発行に該当しないとの考え方が裁判所に受け入れられる可能性は不透明である(久保田委員)。 ・株主の利益保護(希薄化の危険の防止)という観点で機能しないことが見込まれる(白井幹事、内田委員)。 ・有利発行規制を残す以上は、発行会社が職務執行の対価といえないにもかかわらず、株式の価値に見合う何らかの利益が入っているということの説明が必要である(藤田委員)。	・(株式の無償交付が有利発行に該当しないことを前提に)公開会社では、①取締役会決議による募集株式の迅速な発行等の必要があることに加え、②お手盛りの危険も小さく、③既存の株式価値の低下は取締役の善管注意義務・忠実義務違反の追求によりカバーできるため、株主総会決議の必要性は低い(仁分委員)。 ・仮に新株予約権に対して特に規制をかけず、株式の無償交付にのみ株主総会決議を必要とすると、株式の無償交付を利用せずに新株予約権発行のみ利用される事態が生じる可能性がある(田中委員)。

第2回会議では、A案とB案のいずれを採用すべきかとの結論までは至らなかったものの、B案を採用した上で、株主総会普通決議によって従業員に無償交付する株式の大枠を定め、その後は取締役会決議によって具体的な分配方法等を決定できるようにするという案を支持する意見が相対的に多くみられた。

この点、A案のように有利発行規制に服すると整理するとすれば、場合によっては事後的に無効の訴え等により株式の無償交付の効力が否定されてしまい、法的安定性が害される可能性が否定できない一方、B案のように株式の無償交付を有利発行規制とは別の規制に服すると整理した場合には、当該リスクを回避することが可能であると考えられる。また、既存株主の利益を保護しつつも、会社にとって使い勝手のよい制度運用を図るという観点からは、上記の株主総会普通決議により大枠を決定し、取締役会決議により具体的な点を決定するという方法は一定の合理性を有すると思われる。

ただし、A案・B案はあくまで現時点での議論のためのたたき台として提案されたものであり、委員・幹事からは両論を組み合わせた制度設計とする可能性も示唆されていたところ、より具体的な点については、「二読」以降でさらに検討・議論が行われることが予想されるため、今後の展開にも注目したい。

(2) 非公開会社に関する検討

意見交換では、株式の無償交付が支配権の強化に濫用されるおそれがあるとして、そもそも非公開会社については株式の無償交付を認めること自体を慎重に検討すべきであるとの意見⁴がみられたほか、以下のような指摘もなされた。

- ◆ まずは公開会社のみ株式の無償交付を認める前提で規律を策定し、その後のニーズ等に応じて非公開会社にも広げる方向で検討することがよい(藤井委員、齊藤委員)⁵。

⁴ 矢野幹事、齊藤委員、石井委員等。

⁵ より具体的に、スタートアップのように一定の出口戦略を企図している非公開会社において一定のニーズが存在すると思われるため、公開会社において先行して制度を確立した後に、非公開会社も株式の無償交付を認める方向で議論することが望ましいとの意見もみられた(石井委員)。

- ◆ (非公開会社にも株式の無償交付を認める場合)株主総会の特別決議を必要とすることが望ましい(久保田委員、石井委員)。

3. その他の検討事項

(1) 株式の無償交付の対象者の範囲

意見交換では、子会社の役員および従業員を株式の無償交付の対象者の範囲に含めることに賛同する意見が多くみられたほか、以下のような指摘もなされた。

- ◆ 株式の無償交付の対象者の範囲は、完全子会社の役員および従業員よりも広く設定されるべきである⁶(仁分委員、内田委員、松中幹事、北村委員、臼井委員、石井委員)。
- ◆ 会社の中長期的な企業価値向上へのインセンティブを適切に付与する観点からは、監査役および会計参与についても対象者に含めるべきである(仁分委員、石井委員)。

(2) 株式の無償交付をすることができる株式会社の範囲、開示・計算の在り方等

株式の無償交付制度に関するその他の検討事項については、以下のような意見がみられた。

- ◆ [開示内容]
経営の規律、ガバナンスの弛緩、(株主が被り得る)経済的な不利益といった諸要因の中で、株主に有用な情報を検討して開示内容に関する規律を検討すべきである(松井委員)。
- ◆ [計算の在り方]
会計処理の在り方と会社法上の手続規制の在り方とでは検討すべき点異なるため、必ずしも両者を揃えることまでは必須ではない(久保田委員)。

III. 株式交付制度の見直し

株式交付制度の対象範囲の見直しに関して「部会資料 2」に記載された検討項目は、①株式交付の対象となる場面、②株式交付の対象となる会社、③株式交付の手続、④その他(簡易株式交付)である(表 4 参照)。

(表 4) 株式交付に関する主な検討状況

大項目	小項目	現行の制度	指摘されている問題点
株式交付の対象となる場面	子会社の株式を追加取得する場合を株式交付の対象とすることの可否	子会社の株式を追加取得する場合は、株式交付の対象外とされている。	・他の会社を買収しようとする場合において、時間をかけて被買収会社に対する持株比率を増加させるという実務上の必要性があるため、子会社の株式を追加取得する場合を株式交付の対象とすべきである。
	株式会社を会社法施行規則 3 条 3 項 2 号および 3 号に掲げ	株式交付に関する規律の対象の範囲は、自己の計算において所有している議決権の数を基準と	・株式を対価とする買収を円滑にする観点から、会社法施行規則 3 条 3 項 2 号および 3 号の子会社も株式交付の

⁶ どの範囲の子会社の役員および従業員まで対象に含めるかについては、すべての子会社とする意見(仁分委員)、連結子会社までとする意見(臼井委員)、実質的な主要子会社までとする意見(内田委員)など様々な意見がみられた。

大項目	小項目	現行の制度	指摘されている問題点
	る場合における子会社とする場合を株式交付の対象とすることの当否	して該当の有無を判断することができる、会社法施行規則 3 条 3 項 1 号に掲げる子会社としようとする場合に限定されている。	対象とすべきである。
株式交付の対象となる会社	持分会社を株式交付の対象とする場合	持分会社を株式交付子会社とすることはできない。	・合同会社であるスタートアップ等の持分会社の買収を念頭に、株式を対価とする買収をより円滑にする観点から、持分会社を子会社とする場合を株式交付の対象とすべきである。
	外国会社を株式交付の対象とする場合	外国会社を株式交付子会社とすることはできない。	・外国会社の買収において株式を対価とする買収をより円滑にする観点から、外国会社を子会社とする場合を株式交付の対象とすべきである。
株式交付の手続	株式交付親会社の反対株主の株式買取請求権	現行法上、株式交換の場合と同様に、株式交付親会社の反対株主には株式買取請求権が認められている(816 条の 6 第 1 項)。	・反対株主の株式買取請求権の行使による株式交付親会社における金銭の支出が株式交付を利用する上での障害となるため、株式買取請求権を認めるべきでない。
	株式交付親会社における債権者保護手続	現行法上、(一定の場合 ⁷ を除き)株式交付親会社における債権者保護手続が必要とされている。	・株式交付親会社における債権者保護手続は、一定の期間が必要となる手続であり、株式交付をより円滑にする観点から廃止するべきである。
その他(簡易株式交付)	－	現行法上、株式交付親会社は一定の場合 ⁸ には株主総会決議によって株式交付計画の承認を受ける必要がないものとされている(簡易株式交付。816 条の 4 第 1 項本文)。	・株式と現金を組み合わせた混合対価による M&A の活性化の観点から、簡易株式交付の要件を株式交付子会社の株式および新株予約権等の譲渡人に対して交付する株式交付親会社の株式の数に 1 株当たり純資産額を乗じて得た額の株式交付親会社の純資産額に対する割合が 5 分の 1 を超えない場合とするべきである。

1. 株式交付の対象となる場面

(1) 子会社の株式を追加取得する場合を株式交付の対象とすることの当否

⁷ 株式交付子会社の株式等の譲渡人に対して交付する金銭等のうち株式交付親会社の株式以外の財産の割合が 5%未満にとどまる場合(816 条の 8 第 1 項、会社法施行規則 213 条の 7)

⁸ ①株式交付子会社の株式等の譲渡人に対して交付する株式交付親会社の株式の数に 1 株当たり純資産額を乗じて得た額(816 条の 4 第 1 号イ)および②株式交付子会社の株式等の譲渡人に対して交付する株式交付親会社の社債、新株予約権、新株予約権付社債その他の財産の帳簿価額の合計額(816 条の 4 第 1 号ロ、同号ハ)が、株式交付親会社の純資産額の 5 分の 1 を超えない場合(816 条の 4 第 1 号)

意見交換では、子会社の株式を追加取得する場合を株式交付の対象とすることに肯定的な意見が多くみられた一方、以下のような指摘もなされた。

- ◆ 株式交付により 1 株の追加取得のみ行うことも可能とすると、当該追加取得は実際には現物出資による新株発行そのものであるにもかかわらず、それを株式交付と言い換えているだけの制度になってしまうため、(親会社と子会社の関係が変わり得る)何らかの定量的な要件を定める必要がある⁹(久保田委員、藤田委員)。

(2) 株式会社を会社法施行規則 3 条 2 項 2 号および 3 号に掲げる場合における子会社とする場合を株式交付の対象とすることの当否

意見交換では、実務上のニーズから実質的な要件により子会社化する場合も株式交付の対象とするべきであるとの意見が多くみられた一方、以下のような指摘もなされた。

- ◆ 株式交付を行った後に、子会社としての実質的な要件が認められないとして、当該株式交付が事後的に無効になってしまう場合のリスクについても検討する必要がある(青委員)。

2. 株式交付の対象となる会社

意見交換では、持分会社や外国会社を株式交付により子会社化するニーズが高まっている状況に鑑み、これらを株式交付の対象とすることを認めるべきであるとの意見が多くみられた一方、以下のような指摘もなされた。

- ◆ 持分会社については、持分の取得が支配権の取得に直接的につながるものではないため、株式の大量取得による子会社化という側面に着目して株式交付を組織再編と整理したとすると、持分会社一般を株式交付の対象とすることは難しい(北村委員、松中幹事、齊藤委員)。
- ◆ 株式交付の適用範囲を外国会社にも拡大する場合、準拠法の問題が生じ得るが、外国会社は株式交付親会社になることができないため、専ら日本法が準拠法になるとの整理を明確にすることが有用である(田中委員)。

3. 株式交付の手続

(1) 株式交付親会社の反対株主の株式買取請求権

意見交換では、少数株主保護等の観点から株式交付親会社の反対株主の株式買取請求権を認めるべき(少なくとも廃止については慎重に検討すべき)であるとの意見が多くみられた一方、以下のような指摘もなされた。

- ◆ ①株式交付において反対株主から株式買取請求権が行使された場合、株式交付親会社において多額の現金の支出が生じ、円滑な組織再編が妨げられるおそれがあること、②株式交付親会社が上場会社である場合、反対株主は市場で株式を売却できるため、株式買取請求権を認める必要性が低いことから、反対株主の株式買取請求権を認めないことが望ましい(仁分委員)。

(2) 株式交付親会社における債権者保護手続

⁹ 藤田委員からは、株式を(株式交付により)追加取得して、単純な子会社を 3 分の 2 以上の議決権を保有する子会社にする場合や、議決権の過半数の取得には至らないものの 30%を超える株式を取得する場合など、定量的な要件を規定することで規制を緩和することが、妥協可能な範囲の限界であるとの示唆がなされた。

意見交換では、株式交付では対象会社の権利義務が株式交付親会社に承継されるわけではないこと等からすると、株式交付による会社の買収において債権者保護手続を廃止することも考慮に値するとの意見が一定数みられた一方で、以下のような指摘もなされた。

- ◆ 債権者の保護は詐欺行為取消しに関する規制により図るなど立法上の整理を変更することで対応することが現実的である(齊藤委員)。

4. その他(簡易株式交付)

意見交換では、株式交付においては合併や会社分割のように対象会社の権利義務の承継が行われなため、簡易株式交付の要件は(現金対価の部分は除外して)交付される株式の対価のみから判断されるべきとの意見がみられた(仁分委員)。一方、株式と現金を組み合わせた混合対価による M&A の活性化のみでは簡易株式交付の要件を緩和する理由付けとしては不足しているとの指摘もなされた(久保田委員)。

IV. 現物出資制度の見直し

現物出資制度の見直しに関して「部会資料 2」に記載された検討項目は、①検査役の調査制度、②不足額填補責任である(表 5 参照)。

(表 5) 現物出資制度の見直しに係る検討事項の例

大項目	検討事項の例	現行の制度	指摘されている問題点
検査役の調査制度	株主総会の特別決議による検査役の調査の省略	現物出資により株式を交付する場合、原則として検査役の選任・調査が必要である(207 条)。	・株式の発行または自己株式の処分により株主間の価値の移転が生じるといふ状況は、有利発行の場合(199 条 3 項)と同様の状況であるところ、会社法は、有利発行を株主総会の特別決議により可能としていることを参考に、株主総会の特別決議により現物出資財産の価額を定めたときは、検査役の調査を不要とすべきである。
	証明者の資格の拡大	現物出資財産の評価価額が相当であることについて弁護士等の一定の資格を有する者による証明を受けた場合には、検査役の調査は不要とされている(207 条 9 項 4 号)。	・現物出資財産の価額が相当であることについて証明する資格を有する者を弁護士等の一定の資格を有する者に限定する必要性は必ずしもない。
不足額填補責任	責任の性質	【現物出資者】 給付した現物出資財産の実際の価額が評価価額に著しく不足する場合における当該不足額について、無過失責任を負い(212 条 1 項 2 号)、現物出資者が善意でかつ重大な過失がないときには取消権が認められている。	【共通】 ・不足額填補責任を負うリスクを避けるために現物出資制度の利用が躊躇されているため、不足額填補責任を緩和すべきである。

大項目	検討事項の例	現行の制度	指摘されている問題点
		【取締役および証明者】 取締役等および証明者は、上記の場合には、株式会社に対し、当該不足額を支払う義務を負うが、取締役等または証明者がその職務を行うについて注意を怠らなかったことを証明した場合は当該義務を負わない(立証責任の転換がされた過失責任。213条1項から3項まで)。	
	責任の範囲	不足額填補責任の範囲は、現物出資者が募集株式の株主となった時におけるその給付した現物出資財産の実際の価額が評価価額に著しく不足する場合における当該不足額とされている。	・募集事項の決定時に現物出資財産が適正に評価された場合であっても、株式の発行時までに現物出資財産が値下がりしたときは、不足額填補責任が発生し得るため、このことが実務上のリスクとなっている。

1. 検査役の調査制度の見直し

(1) 株主総会の特別決議による検査役の調査の省略

意見交換では、株主総会の特別決議を経た上であれば、検査役の調査を省略したとしても既存株主の保護としては十分であるとの意見が多くみられ、具体的には以下のような指摘がなされた。

- ◆ 意図的に財産を過大評価して現物出資を行うような場合における債権者の救済は、不足額填補責任に関する役員責任の追及によって保護することができる(久保田委員、田中委員)。
- ◆ 現行法においては、一人会社の設立や一人株主による追加出資についても、現物出資規制の対象外ではないため、株主が承認したことのみをもって現物出資規制の対象外と整理できるかは疑問が残るところ、債権者の利益保護も現物出資規制の制度趣旨であることを否定するのであれば、検査役調査全体を見直す必要がある(齊藤委員)。

(2) 証明者の資格の拡大

意見交換では、専門的知識を有する者を証明者に含めるという方向性自体については肯定的な意見が多くみられた一方で、専門的知識を有していないにもかかわらず専門家を自称する者が証明者を務めることに対する懸念も多く提示され、その他にも以下のような指摘がなされた。

- ◆ 職務遂行の適正性について一定の職業的な監視が働くような制度が整備されている資格者に証明者の資格を限定することも考えられる(齊藤委員)。

2. 不足額填補責任の見直し

意見交換では、現行の不足額填補責任が過度であり現物出資を用いる障害となっているため、不足額填補責任を緩

和すべきであるとの意見が多くみられた一方、以下のような指摘もなされた。

- ◆ 株式引受人に金銭的な追加出資を求めず、出資財産について不足した価額に対応する分の株式を会社が無償で取得し消却することを可能とした上で、そのような場合に引受人に現物出資を取り下げる権利を認める(ただし、引受人側に帰責事由がある等の場合には当該権利を認めない)という方法が唯一の解決策ではないかと思われる(藤田委員)。
- ◆ 現物出資者の責任については、事後的に実際の価額と募集事項の決定時点における現物出資財産の価額が異なる場合に、①引受人が会社や証明者に対して現物出資財産の評価に関わる重要な事項につき故意または重過失によって虚偽の説明をした場合などに限って、現物出資者に不足額填補責任を負わせる、②追加的な払込みではなく株式数の調整をする、といった解決方法が望ましい(久保田委員)。
- ◆ 責任の範囲については、募集事項の決定時点における現物出資財産の価額が当該時点の評価価額に著しく不足する場合の不足額とすべきである。仮に当該決定時を基準とせずに募集株式発行の効力発生時を基準とした場合に、募集事項の決定後、募集株式の効力発生までの間の価額の下落のリスクを負わせることは過大な責任を負わせるものである(北村委員、藤田委員)。

V. 次回以降の会議の見通し

第3回会議以降も、当面はいわゆる「一読」として、各論点に関する検討が継続することが予定されている。したがって、今般の改正による見直しの方向性につき一定の共通認識が形成されつつある論点も存在する一方で、大半の論点については各委員・幹事において様々な意見・立場がみられ、具体的な改正案については「二読」以降で検討されることになると思われるため、今後の議論を引き続き注視していきたい。

以 上

-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
 - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。
弁護士 坂本 佳隆 (yoshitaka.sakamoto@amt-law.com)
弁護士 佐賀 洋之 (hiroyuki.saga@amt-law.com)
弁護士 瀧 拓也 (takuya.taki@amt-law.com)
 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。